

## 平成31年1月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成31年1月10日（木） 午前9時00分開会
2. 開催場所 役場2階会議室
3. 出席委員（10人）

会長(10番) 渡邊 和夫	職務代理者(5番) 永田 熊信
—(1番)宮原—清人—	(2番)岩坂 博行 (3番)西田 義和
(4番)山田 成代	(6番)白石 悌二 (7番)平川 真由美
(8番)内元 幸一郎	(9番)信國 敏彦

地区推進委員  
—高岡—重盛— 木崎 俊充 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一  
杉本 和博
4. 欠席委員：農業委員（1人）  
欠席委員：最適化推進委員（1人）
5. 議事日程

日程第1	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第3号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

そ の 他
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	富永 得治
農地係長	阿久津 裕介

## 7. 会議の概要

開会 午前9時00分

議長	<p style="text-align: center;"><b>1 開会・議長挨拶</b></p> <p>皆様おはようございます。 新年明けましておめでとうございます。 昨今の世界の経済とか農業情勢、特に農業に対し昨年はいろんな災害、大雨とか自然に勝てないことが起こっています。今年も先行き不透明な年かもしれませんが、我々はこの農業者の一人として、地域の農業の発展に寄与していきましょう。今年もどうぞよろしくおねがいします。</p>
議長	<p>本日は、1番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。 只今から、平成31年1月相良村農業委員会総会を開会します。 相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p> <p style="text-align: center;"><b>2 議事録署名委員の指名について</b></p> <p>議事録署名委員は、7番委員、8番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。 これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件が14案件です。</p>
議長	<p style="text-align: center;"><b>3 議 事</b></p> <p style="text-align: center;"><b>議案第1号</b> <b>農地法第3条の規定による許可申請について</b></p>
議長	<p>はじめに、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。 それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1、大字川辺字上高原、畑1筆の7,535㎡です。3条の無償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりで</p>

議長	す。以上です。
議長	引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。
川辺地区 推進委員	この議案は、親子間の無償移転でございますので、何ら問題ありません。以上報告いたします。
議長	ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。
議長	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。
議長	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。
事務局	次に2番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2、大字川辺字寺田、田1筆の670㎡です。3条の賃貸借で貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。賃借料は1筆あたり玄米30kgです。以上です。
議長	引き続き、本件について8番委員に報告をお願いします。
8番委員	12月末に川辺推進委員さんと伺いまして、議案に記載されているとおり間違いありません。以上報告します。
議長	ただいま、事務局からの説明と8番委員及からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
議長	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。
議長	(異議なしの声)

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字深水上屋敷、畑の656㎡です。3条の有償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は10aあたり200,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について4番委員に報告をお願いします。</p>
4番委員	<p>深水地区推進委員と一緒に譲渡人は県外の方のため来れないので、譲受人の方と現地を確認しました。議案に記載されていることに間違いありません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と4番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に4番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして番号4の案件ですが、以前9月の総会にお諮りしまして保留とした案件になります。番号4、大字川辺字上高原及び高原、畑3筆の23,379㎡です。3条の有償移転で譲渡人、譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は10aあたり300,000円です。この件に関しては9月の定例総会でもめていましたので保留とさせていただきますが、譲渡人と以前に賃貸借契約された方もめておられたのでお互いに話し合いしてもらって納得されたなら議案にあげてくださいとしていましたが、なかなか連絡が来なくて、今回の議案に出てきました。今のところ、お互いに代理人を立てて交</p>

	<p>渉をされているみたいで、譲渡人の方の代理人は人吉市におられる弁護士をたてられて、いろいろ協議はされているのですが今のところ、弁護士さんのほうから農業委員会に12月28日付けで一応報告書ということで状況報告がなされています。中身を見ましたら、まだ、解決にはいったておらず、時間がかかるのかなと思っていますが話し合いは進めておられますので、書類に不備はないので審議にかけると弁護士さんに報告してあります。以上です。</p>
10 番委員	<p>私の方から説明させていただきます。9月に保留した案件ですが、今説明されたとおりで両方の弁護士さんに会いました。何故保留にしたか一方通行で話をされていたので、両方の話を聞きながら譲受人の方からどうなっているのかときかれたので経緯を説明しておきました。了解いただきました。農業委員会としての方向付けはできたと思っています。書類に法的に不備がなければ、審議するべきだと思議題に上程しました。今後の問題については、弁護士さん同士で解決されると思います。補足につきまして、川辺地区推進委員さんお願いします。</p>
川辺地区 推進委員	<p>内容については、10番委員さんの説明どおりで、諸事情につきましては、前貸借人の代理人同志で交渉しておられますので、10番委員の言われるとおおりだと思えます。審議は委員会の中で判断をお願いいたします。</p>
5 番委員	<p>ちょっと、よろしいですか。</p>
議長	<p>5 番委員どうぞ。</p>
5 番委員	<p>この問題は、前借人の納得がいかなかったのが始まりで、売買するなら一番に借りている人を買ってほしいと意思表示してから買い手を探すのが当たり前で、順番が違っていたからこういう問題が起きたのだろう。そこのところを解消したら農業委員会は何ら問題ないと思います。</p>
議長	<p>この件につきましては、不備な点がなく、両方の了解はとってありますので議案を通してよろしいですか。</p>
議長	<p>(意見なしの声) ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ</p>

議長	<p>しいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 に対する意見について</p>
議長	<p>議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議します。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。番号1、大字川辺字内田、田1筆の416㎡です。権利種別は、所有権移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は200,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について8番委員に報告をお願いします。</p>
8番委員	<p>川辺地区推進委員と年末に伺いまして、確認してきました。議案に記載してあることに間違いありません以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び8番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に2番ついて、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号 2、大字深水字上屋敷、畑 1 筆の 636 m<sup>2</sup>です。権利種別は所有権移転で譲渡し人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は 1,500,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 4 番委員に報告をお願いします。</p>
深水地区 推進委員	<p>30 年ほど前、宅地申請があり許可があったけど建てなかったのが現在まで畑になっております。1,500,000 円の金額は高額と思われませんが、当時は、8,000,000 円で購入されたので損して売られますが、現在の価格よりは、高めですから妥当と思います。</p>
事務局	<p>30 年前、許可がおりていましたが、建てられずに放置してありましたので、地目変更もなされておりません。所有者が県外の方で本人も子供さんたちもこちらに帰ってくることもないので、今回手放したいとのことでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び川辺地区進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積 計画の承認について (利用権貸借)</p>
議長	<p>次に、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画 (利用権貸借) の承認について審議します。</p> <p>1 番についてですが、3 番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案</p>

	<p>の審議開始から終了まで、退席をお願いいたします。</p> <p>(3番委員退席)</p>
議長	<p>1番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)についてご説明いたします。番号1、大字柳瀬字新村、田2筆の2,856㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり15,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区 推進委員	<p>一昨日、貸主さんとお会いしまして、現地も確認しました。議案に記載されていることに間違いありません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、3番委員の入室を許可します。</p> <p>(3番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字上高原、畑1筆の1,877㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり</p>



議長	5,000円です。以上です。
川辺地区 推進委員	引き続き、本件について川辺地区推進委員から報告をお願いします。
議長	双方にお会いしまして、議案に記載されている通り間違いありません。以上報告します。
議長	ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。  (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。  (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。3番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号3、大字川辺字蜻木、田1筆の150㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり30,000円です。以上です。
議長	引き続き、本件について2番委員及から報告をお願いします。
2番委員	年末に、川辺地区推進委員と双方と現地確認しまして、議案に記載されていることに間違いありません。
議長	ただいま、事務局からの説明及び2番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。  (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。  (異議なしの声)

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。4番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字蜻木、田1筆の2,030㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり30,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について2番委員から報告をお願いします。</p>
2番委員	<p>この件も、川辺地区推進委員と伺いまして、議案に記載されているとおり間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び2番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。5番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字川辺字石坂下、田1筆の1,151㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆あたり玄米60kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について8番委員に報告をお願いします。</p>
8番委員	<p>この件も川辺地区推進委員さんと伺いまして、議案に記載されているとおり間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び8番委員からの報告がありまし</p>

議長	<p>たが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について審議します。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。番号1、大字川辺字下山下及び雨淵、田2筆の1,236㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は2筆で250,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、5番委員から報告をお願いします。</p>
5番委員	<p>去年、川辺地区推進委員と伺いまして、議案に記載されているとおり間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び5番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見はありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
事務局	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>番号2、上高原、畑1筆の2,165㎡です。所有権を移転する者及</p>

	<p>び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は50,000円です。</p>
議長	<p>引き続き川辺地区推進委員から報告をお願いします。</p>
川辺地区 推進委員	<p>10番委員さんと一緒に行きまして、この売買は50年ほど前になされておりまして、登記がなされてなかったと聞いています。ので、今回の売買価格は、この程度になっております。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見はありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字高原及び下七折及び下永坂及び中永坂、畑12筆の16,632㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は全筆で4,241,160円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見はありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに</p>

議長	<p>決定いたします。</p> <p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 2月12日(火)曜日、午前9時から</p> <p>(2) 人吉球磨女性農業委員ネットワークで毎年開催されています婚活パーティーに本村からも女性2人、男性1人参加の予定です。</p> <p>(3) 2月の総会后に、農業公社より農地中間管理機構を通しての売買の説明会を開催します。</p>
議長	<p>閉 会</p> <p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会 午前10時40分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成31年1月10日

相良村農業委員会

署名委員 7番 (印)

署名委員 8番 (印)